

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
平成 27 年 7 月 6 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500155号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500014号

## 第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成17年12月16日の標準賞与額を44万円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月16日

株式会社Aから平成17年12月16日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が平成23年8月11日に提出され、44万円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

しかしながら、事業主から提出された「平成17年度冬期賞与資料」、同僚の賞与明細書及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、平成17年12月16日に44万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月16日に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成17年12月16日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1500157号  
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1500015号

## 第1 結論

請求者の株式会社Aにおける平成17年12月16日の標準賞与額を87万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月16日

株式会社Aから平成17年12月16日に賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、事業主から厚生年金保険被保険者賞与支払届が平成23年8月11日に提出され、87万5,000円と記録されているが、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額となっている。

しかしながら、事業主から提出された「平成17年度冬期賞与資料」、同僚の賞与明細書及び賞与支払日に関する事業所の社会保険担当者の陳述から、請求者は、平成17年12月16日に87万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年12月16日に請求者に支給した賞与に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の平成17年12月16日の期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。